

平成30年4月13日
建設・技術課 入札・契約担当
担当者 池尻、佐伯
内線 2746 直通 0952-25-7102
E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：株式会社協和製作所 代表取締役 藤井 道博
(佐賀市高木瀬西6-9-1)

登録業種：電気工事 - C級、鋼構造物工事 - A級、機械器具設置工事 - A級
期間：平成30年4月16日 ~ 平成30年6月15日(2か月)

2 指名停止の理由

株式会社協和製作所は、佐賀労働基準監督署に虚偽の報告をしたとして、同社及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反により佐賀簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、平成30年4月10日に国土交通省九州地方整備局から指示処分を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

同社は、「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(その2)第7号(不正または不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、下記イに該当するため2か月とする。

イ 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第2項第6号(代表役員等又は一般役員等の逮捕又は公訴の提起が行われた場合に、短期に1か月加算)

4 平成29・30年度受注実績

平成30年度 なし

平成29年度 37件(492,941千円)